

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(大臣告示)六号で示す施設について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(大臣告示)

- 一 妊産婦
- 二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 三 国内に住所を有しない者
- 四 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- 五 病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者

六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設(同号に規定する施設のうち、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 11 項に規定する特定施設については、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項の登録を受けたもの(介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第 1 項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。))に入所又は入居している者



以下施設に入所又は入居している者

- ・障害者支援施設
- ・児童福祉施設
- ・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ・養護老人ホーム
- ・有料老人ホーム(サービス付高齢者向け住宅を除く。)
- ・軽費老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設及び介護医療院
- (※)上記のうち、地域密着型特定施設を除く。